日本ケニア学生会議　規約

本規約は、日本ケニア学生会議の日本・ケニア両国内における組織と運営について定めるものである。別途「細則」において各項目の詳細を定める。

第一章 総則

第一条　（名称）

当団体は正式名称を「日本ケニア学生会議」とし、英語名称を「Japan-Kenya Student Conference」とする。以下、「JKSC」とする。

第二条　（理念）

1. 目的
   JKSC とは日本・ケニア両国の実行委員が、将来的に東アフリカ、全アフリカ、全世界の相互理解に最大の目的を置き、そのために協調し、努力していく団体である
2. ビジョン
   我々は両国親善を通じ、世界平和に積極的に寄与していくことをここに誓う
3. ミッション
   日本・ケニア双方の学生代表が相互理解、友好促進のために、自覚と責任を持って、互いの間に率直かつ建設的な討論の場を設けるとともに、多種多様な活動をおこなっていく

第三条　（中立性）

JKSC は、特定の政治、宗教、思想、信条から独立かつ中立であることを要する。

第二章 組織

第四条　１、（構成員）

国籍を問わず、日本・ケニア国内に在住する大学生、大学院生、短期大学生、専門学校生のいずれかであり、自らの意思で JKSC に参加を希望し、第二条および第三条をはじめとした規約全般に賛同する者。卒業生は OB として主に助言アドバイスを行うことを通して永続的な OB 構成員となりうる。

２、（構成員の募集）

当団体は、すべて自主的・自発的な構成員による団体であるので、次期の構成員を募ることが団体を継続する上での最重要事項となる。各期の構成員が JKSC の理念のもとに魅力ある活動を社会に広く発信し、年間を通じて構成員を増やすことに努めることが期待される。募集に関する詳細は細則にて定める。

第五条　（実行委員会）

１、　　JKSC は運営にあたり、実行委員会を常設する。JKCS の構成員は、例外を除き全員が実行委員になるものとし、実行委員会を組織・運営する。

２、実行委員は平等に JKSC の意思決定に参加し発言する自由を保障される。

３、実行委員は JKSC の運営上生ずる社会的義務と責任を負う。特に協力者、資金援助団体への礼節をわきまえ、計画的に活動する。詳細は細則に定める。

４、実行委員は JKSC の運営上生ずる対外的に公開している情報運用について義務と責任を負う。詳細は細則に定める。

５、対外的に JKSC の名前を語る証明書等の発行が必要となった場合には、第十条にのっとり、総会もしくは臨時総会にかけ信任を得なければならない。

第六条　（会費）

実行委員は任期中、一定額の会費を支払う。金額に関しては、各年度の実行委員会の承認により決定し、その金額の変更は全実行委員の過半数以上の承認を必要とする。

第七条　（役員）

１、日本・ケニア両国の実行委員会は JKSC の運営を円滑にするとともに、業務の分散を図るために 2 項に掲げる役員を中心に活動を行う。役員は、各期の全実行委員の中から毎年、民主的に選出される。実行委員会は当該年度の本会議中または、本会議終了後に直ちに次年度の役員を選出する。

２、役員とは実行委員長、副実行委員長および事務局長を指す（総称：三役）。三役はバランスを重視し、地域また大学においてできる限り偏りを避け役割分担する。

３、実行委員長は、JKSC を代表し統括する者として、日本・ケニア両国の実行委員会より一人ずつ選出される。

４、副実行委員長は、実行委員長を補佐する。

５、事務局長はその期の人数、状況を鑑み、役割を担う。

第八条　（局の設置）

１、実行委員会は、細則にて定める文書及び毎期の実行委員会の方針に従い、実行委員会の運営を円滑に行うために適宜各局を設置する。

２、事務局長

事務局長は、実行委員会によって任命される。定例会準備、運営、勉強会企画、スケジュール管理、他局との連絡、また、ケニア側実行委員会との連絡を中心となって担うものとする。また、事務局長は、事務局次長によって補佐される。

３、総務局

総務局は、毎回の定例会記録をはじめ、定例会の会場予約、必要書類および名簿、その他の団体所有物の保管をしなければならない。またＪＫＳＣの日本国内及びケニア側の関係者、関係団体との連絡、調整を行い、活動報告を随時行う。

４、 財務局

財務局は、ＪＫＳＣの財政を管理、監査することをその業務とし、予算作成及び決算報告をしなければならない。また、ＪＫＳＣの活動を継続させるために必要な財源開拓等の渉外活動を滞りなく行うこととする。

５、 会計局

会計局は、ＪＫＳＣの口座を管理し、会費の集計、出納の全ての記録、管理などに責任を負う。また、定期的に会計報告を行うことを義務とする。

６、 広報局

広報局は、ＪＫＳＣの活動についての広報及び実行委員募集の広報を行うことで、社会におけるＪＫＳＣの認知を高めることを任務とする。

７、 学術局

学術局では、分科会トピックに関する勉強会、研究、及び、その他の講演会を計画することをその職務とし、参加者が有意義な学習をする機会を提供していかなければならない。分科会の準備の進行状況を把握し、分科会に関連する訪問先などの研究、勉強会を本会議前に行う。

８、 企画局

企画局は、会議開催に関する諸々の企画、計画を創ることをその職務とする。ＪＫＳＣの目的及び各実行委員の意思を反映すると同時に、日本側とケニア側との綿密な打ち合せに基づき、各企画を行っていくものとする。

９、 国際渉外局

国際渉外局では、以下の事項を担当する。意見交換、及び必要と認められた学生同士の文化交流、他の交流プログラムの円滑化などを図る。また、総務局との連携の上で、ケニア側の関係者、関係団体との連絡も行う。

第九条　（顧問）

１、JKSC では、１名以上の常任顧問を置く。JKSC の趣旨に賛同し、JKSC の社会的地位を保持する責任ある人物に総会の承認を得て、実行委員会が委託する。

２、神戸俊平氏をケニア側 JKSC 顧問とする。

第十条　（日本における総会）

１、日本ケニア学生会議は、JKSC の最高決定機関として総会を設置する。

２、JKSC は実行委員の招集により少なくとも年に一回、通常総会を開くことを要する。総会は、実行委員及び OB 構成員により構成する。実行委員は原則として、全員出席とし、OB 構成員の一定数の参加も必要とする。議事決定は全出席者の過半数以上で行うものとする。

３、 総会では実行委員長が出席している OB 構成員の中から議長および議事進行役を指名する。

４、書記を任命、承認し、議事録およびメールでの報告を担当する

５、総会の議事事項は以下の通りである。

イ）　役員の承認

ロ）　役員の退会の承認

ハ）　会計報告

ニ）　JKSC 活動内容等の報告

ホ）　本規約改正

ヘ）　その他必要と思われる事項の決定

６、臨時総会の要件

イ）構成員および、OB 構成員による発議に基づいて開催する

ロ）創設者もしくは創設者に委任された構成員または OB 構成員の出席を必要とする

ハ）役員全員の出席を必要とする

ニ）OB 構成員 5 名条の出席を必要とする

ホ）メールを含む、インターネット上での開催も認める

第十一条　（活動内容）

JKSC は第二条に基づき、日本・ケニア両国において主に下記を行う。詳細は細則にて定める。

イ）　通年活動

ロ）　本会議

ハ）　分科会

ニ）　フィールドワーク

第十二条　（会計年度）

実行委員会の会計年度は ４月１日から翌年　３月３１日までとする。

第十三条　（実行委員の責任？義務？）

１、毎期の会計担当者は公に提出した会計に関する報告書については速やかに HP 上で掲載する。

２、毎月の出納記録については、skydrive 上に格納し、常に JKSC 内での公開を必要とする。

第三章 附則

第十四条　（実行委員の資格の取り消し）

実行委員長は、実行委員会の勧告に基づき、第二条及び、第四条に反する行為をした実行委員および構成員の資格を取り消すことができる。

第十五条　（改正発議）

本規約の改正発議は、構成員により発議され、総会にて議決するものとする。その際、第十条の規定に従うものとする。

第十六条　（発効）

改訂案は暫定的に次の総会まで効力をもつ。直近の総会において改訂案を審議し、改めて議事決定後、施行される。

※　規約改定記録

1999 年 4 月	発効	
2006 年 1 月 15 日	改訂	
2013 年 5 月 12 日	改訂	